

長門市監査公表第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和2年2月21日

長門市監査委員 岸 田 弘 稔

長門市監査委員 南 野 信 郎

第1 監査の概要

1 監査の実施方法

平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、経済性、有効性についても意を用い、次の方法で実施した。

(1) 実地監査

監査資料の提出を求め、監査委員及び監査委員事務局職員が監査対象機関及び監査対象施設等に往査し、質問、照合、実査及び確認等の監査技術を用いて実施した。

(2) 書面監査

予算規模が小規模な機関等については、監査資料の提出を求め、財務会計システムにより出納関係書類の確認を行う等、書面による監査を実施した。

2 監査の実施状況

(1) 監査の期間

令和元年6月24日から令和2年1月20日まで

(2) 監査対象機関

区 分	監査対象機関数	
	実地監査	書面監査
本庁（課）	23	5
出先機関等	4	23

3 重点監査項目

- (1) 前回の監査指摘事項等は改善されているか。
- (2) 支出に係る事務は適正に行われているか。
- (3) 行政財産の使用に関する事務手続きは適正に行われているか。
 - ア 使用許可及び貸付けの手続きは適正に行われているか。
 - イ 収入に係る事務は適正に行われているか。
 - ウ 使用料及び貸付料の算定は適正に行われているか。
 - エ 使用料に係る減免の手続きは適正に行われているか。

第2 監査の結果

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、監査を行った結果、おおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部には留意改善すべき事務処理が見受けられた。

なお、事務処理上留意すべき軽易な事項については、監査執行の際、口頭等により改善又は検討を要望した。

1 指摘事項

(1) 収入事務について

自動販売機（以下「自販機」という。）の売上手数料について、長門市行政財産における自動販売機設置事務取扱要領（平成 24 年要領第 1 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、行政財産の利用料として、市が自販機設置者に売上手数料を請求することとなっている。

しかしながら、収入事務に係る手続きがされておらず、未請求となっているものがあつた。

については、適時、適正に請求事務を行うよう留意改善されたい。

なお、未請求となっていた金額は、翌年度に収納されている。

【観光課】

(2) 支出事務について

ア 支出負担行為は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 232 条の 3 の規定により、法令又は予算に基づいてされる支出の原因となるべき契約その他の行為であり、法第 170 条第 2 項第 6 号では会計管理者の職務権限として、支出負担行為に関する確認を行うことが明示されている。また、長門市財務規則（平成 17 年規則第 57 号。以下「財務規則」という。）第 56 条において、支出負担行為として整理すべき時期等を規定している。

しかしながら、支出負担行為の確認が、整理すべき時期に行われていないものがあつた。

このため、契約年度内に、契約金額の全部又は一部の支払いがされず、翌年度に支払いが行われていた。

については、法令順守を徹底するよう留意改善されたい。

なお、会計管理者は、再発防止を図るため、所要の措置を講じられたい。

【観光課】

イ 支払の時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」を準用しているところであり、契約書等により支払時期を定めた場合は、相手から適法な支払請求書を受領してから 30 日以内（工事代金は 40 日以内）、定めていない契約においては、15 日以内（工事代金についても同様）に支払わなければならないこととなっている。

しかしながら、請求書を受領した後、相当の日数を要して支払いを行っていたものがあつた。

支払遅延は、相手方に経済的な負担を与えることとなるのはもとより、場合によっては遅延利息も発生することから、期限内の支払いを徹底するよう留意改善されたい。

【総務課、税務課、高齢福祉課、成長戦略推進課、観光課】

(3) 工事事務について

市道大内山上畑下線道路改良工事は、条件付一般競争入札の執行により、平成30年9月26日に、工期を平成30年9月27日から平成31年2月8日までとする工事請負契約を締結している。

契約締結後、平成31年2月4日に、工事の完成期日を平成31年3月29日とする第1回目の工事請負変更契約を締結している。

さらに、平成31年3月25日に、想定以上の地下からの湧水が発生し、予定していた水替工では処理できないことから、別途の仮設工及び資材の手配に不測の日数を要するとして、工事の完成期日を平成31年5月31日までとする第2回目の工事請負変更契約が締結された。

その後、令和元年5月22日に現地精査等により、第3回目の工事請負変更契約を締結し、令和元年5月29日竣工として、令和元年5月31日に完成検査を実施している。

なお、当該工事は、当初契約年度内に工事が竣工することとして工事請負契約を締結したが、年度内に工事が竣工できなくなったことから、法第220条第3項の規定に基づき、令和元年6月長門市議会定例会において、事故繰越しとして報告されている。(報告第3号「平成30年度長門市一般会計予算に係る事故繰越し繰越し計算書の報告について」)

予算の繰越しについては、法第208条に規定する会計年度及びその独立の原則の例外規定である。

このため、本件について、繰越し理由の妥当性について監査を行ったところ、2回目の変更契約に至った証拠となる写真及び具体的な記録がなかったことから、妥当性の検証はできなかった。

工事請負契約書第14条においては、工事写真等の記録の整備を受注者の義務として規定しているが、工事に係る記録等の整備が不十分であったこと、また、発注者においても記録等の確認が不十分なまま、事故繰越しの手続きが行われていたものである。

については、係る事態の再発防止とともに、法令順守を徹底するよう留意改善されたい。

【都市建設課】

2 意見

(1) 事務処理について

長門市事務決裁規程（平成 17 年訓令第 4 号。以下「決裁規程」という。）は、市長の権限に属する事務の適正かつ迅速な執行を確保するとともに、事務の明確化と事務能率の向上を図ることを目的として定められている。

しかしながら、事務処理において、決裁規程に定められた決裁権者と異なる者が決裁している事例があった。

については、決裁規程に基づき、適正に処理されたい。

(2) 支出事務について

見積書や請求書等において、相手方が日付を記載せず、職員がその日付を記載していると思われるものがあった。

請求書等に日付の記載がない場合、見積書の有効期限や相手方が支払請求をした日が不明確となり、支払期限も定まらないこととなる。また、職員が実際の請求日より後の日付を記入した場合には、支払遅延を回避する不適切な経理事務や公文書改ざんなど、市政に対する信用や信頼を失わせる行為に繋がるおそれがある。

業者や市民から提出された請求書、納品書あるいは申請書などの書類を受理した場合は、不備のないことを確認するとともに、不備があった場合は、職員が加筆又は訂正をすることなく、相手方に是正を求めるなど適切に対応をされたい。

また、請求書や見積書等の支出関係書類に、消せるボールペンや修正液の使用がいまだに見受けられた。

については、職員が、公文書に消せるボールペン等を使用することがないように、徹底されたい。

(3) 契約事務について

予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格について財務規則第 96 条及び第 97 条の規定により定めなければならないとされており、契約金額を決定し、適正な契約を行うための基準となるものである。

また、随意契約についても、同第 103 条では、一般競争入札と同様に予定価格を設定する必要がある、予定価格の額が 50 万円未満等の場合は、この限りではない旨を規定している。

しかしながら、50 万円以上の随意契約で、予定価格が定められていないものがあった。

また、予定価格の額を月額又は単価等で判断し、本来であれば競争入札を実施すべきところを随意契約による契約として、予定価格を設定していないものがあった。

については、財務規則に基づき、適正な契約事務の執行に務められたい。

(4) 財産管理事務について

行政財産の用途又は目的外の使用について、前例を踏襲した事務処理の結果、誤った状態で使用させているもの等があった。

については、関係法令等の再確認を行い、適正な事務執行に務められたい。

ア 使用許可の基準について

使用許可について、財務規則第 150 条では、行政財産の用途又は目的外の使用をさせることができる基準を各号に列記している。

しかしながら、文書等には、該当号数の記載や、許可の根拠を明記していないものがあった。

イ 使用料の算定について

使用料の算定について、財務規則第 151 条第 4 項で行政財産使用許可に係る当該行政財産の使用料は、長門市使用料徴収条例（平成 17 年長門市条例第 63 号。以下「徴収条例」という。）第 2 条の規定によっている。

しかしながら、使用料が規定どおりに算定されていないものがあった。

ウ 使用料の減免について

使用料の減免については、本来、徴収すべき使用料を例外的に免除するものであり、減免の決定にあたっては、より厳正に取り扱う必要がある。

また、減免できる基準については、徴収条例第 4 条の各号に列記している。

しかしながら、減免の根拠となるべき適用号数の記載がないものや、第 3 号減免（市長が特に公益上使用料を減額し、又は徴しないことが適当であると認めたもの）を適用した場合に、具体的な理由を記載していないものがあった。

エ 受益者負担について

使用を許可した場合、それに伴い発生する光熱水費等の経費については、本来、使用者において、実費あるいはその使用割合に応じて負担されるべきものである。

しかしながら、その経費について、算定方法や市が負担するという理由が、文書等に明記していないものがあった。

オ 転貸について

建物使用貸借契約書において、転貸の禁止条項があるにもかかわらず、契約の相手方が第三者に物件の一部を転貸しているものがあった。

(5) 随時の監査 (令和2年1月20日実施)

山口県に納める使用料及び手数料について、証紙をもって納付することとなっているものは、申請者等が山口県収入証紙(以下「県証紙」という。)を購入し、納付することとなっている。また、その県証紙は、県から指定された売りさばき人が、県から買い受けて、県民等に売りさばくこととなっている。

今回、県内で、県証紙紛失に係る事例が報道されたことから、本市の県証紙の管理状況について、随時に監査を実施したものである。

県証紙を取り扱っている会計課において、県証紙の管理状況及び会計課以外の売りさばき所である各支所の状況について確認したところ、適正に管理されていると認められた。

別表

令和元年度 実地監査実施状況

監査実施日	曜日	監査対象	監査委員名
令和元年 6月28日	金	上下水道局	岸田弘稔、南野信郎
7月9日	火	総務課 高齢福祉課	岸田弘稔、南野信郎
24日	水	商工水産課 地域福祉課 税務課	岸田弘稔、南野信郎
8月2日	金	観光課 農林課	岸田弘稔、南野信郎
22日	木	都市建設課 総合窓口課	岸田弘稔、南野信郎
23日	金	企画政策課 教育総務課	岸田弘稔、南野信郎
10月30日	水	生活環境課 健康増進課	岸田弘稔、南野信郎
11月1日	金	市民活動推進課 消防本部	岸田弘稔、南野信郎
6日	水	財政課 三隅支所	岸田弘稔、南野信郎
13日	水	防災危機管理課 建築住宅課	岸田弘稔、南野信郎
19日	火	成長戦略推進課	岸田弘稔、南野信郎
20日	水	子育て支援課	岸田弘稔、南野信郎
28日	木	学校教育課 生涯学習スポーツ振興課	岸田弘稔、南野信郎
12月18日	水	日置支所 油谷支所	岸田弘稔、南野信郎
令和2年 1月20日	月	会計課	岸田弘稔、南野信郎

上記以外の課等にあつては、提出された監査資料により書面審査を行った。